

宮城県上工下水一体官民連携運営事業 (みやぎ型管理運営方式) について

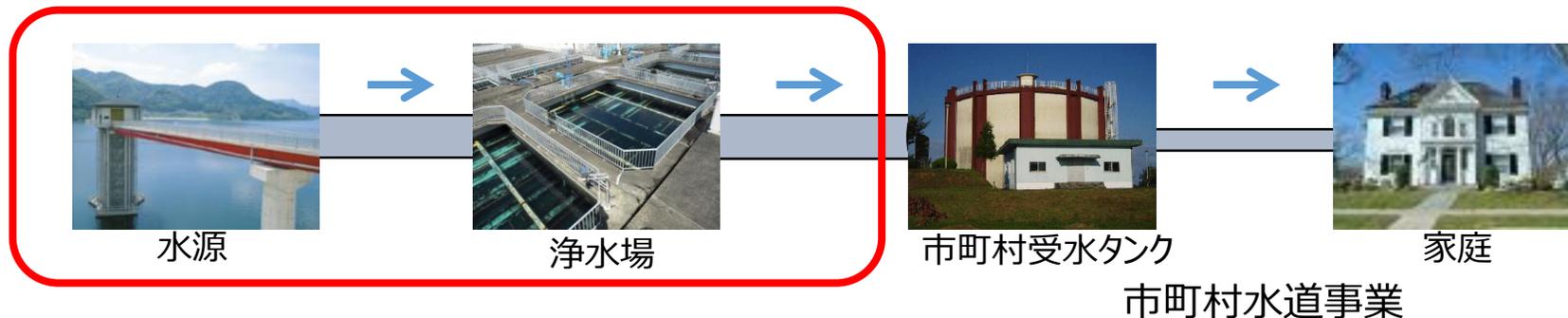
宮城県企業局

1. 県企業局が運営する水道3事業

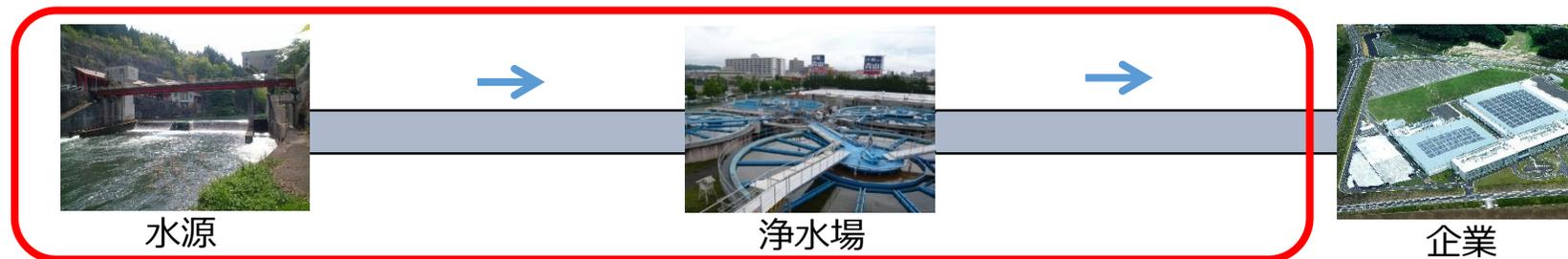


(令和3年12月1日現在)

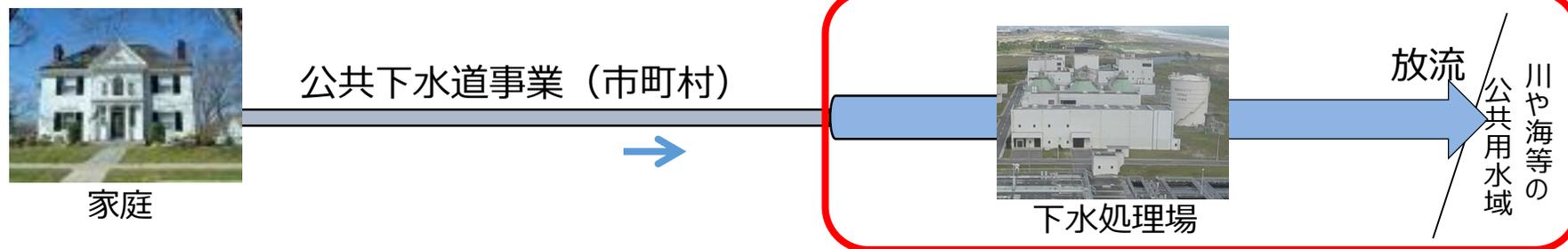
➤ 水道用水供給事業 (25市町村)



➤ 工業用水道事業 (74事業所)

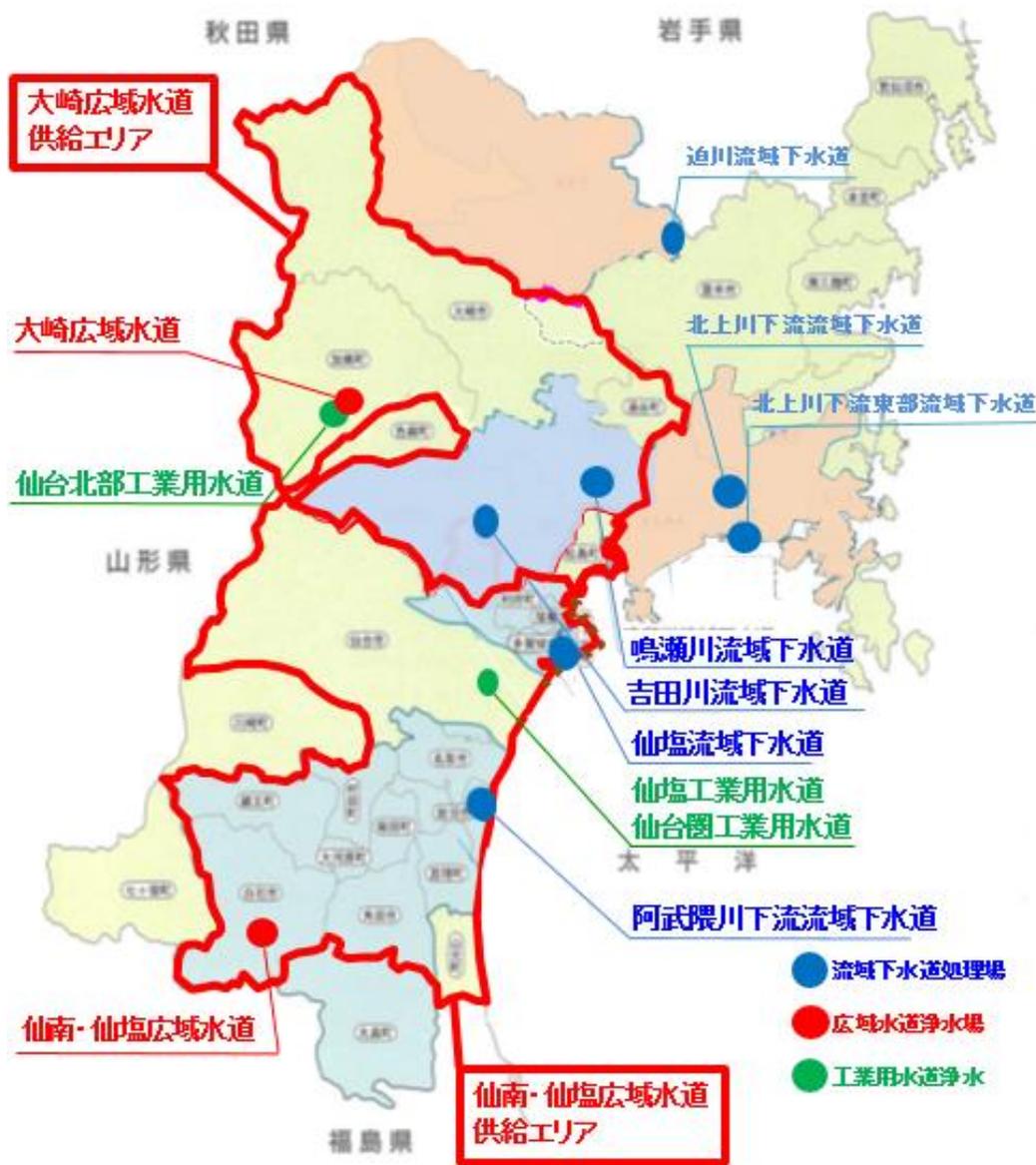


➤ 流域下水道事業 (26市町村※)



(※)みやぎ型管理運営方式の対象は21市町村

2. みやぎ型管理運営方式の事業区域



みやぎ型管理運営方式 対象9事業

○ 水道用水供給事業（2事業）

- ・ 大崎広域水道事業
- ・ 仙南・仙塩広域水道事業

○ 工業用水道事業（3事業）

- ・ 仙台北部工業用水道事業
- ・ 仙塩工業用水道事業
- ・ 仙台圏工業用水道事業

○ 流域下水道事業（4事業）

- ・ 仙塩流域下水道事業
- ・ 阿武隈川下流流域下水道事業
- ・ 鳴瀬川流域下水道事業
- ・ 吉田川流域下水道事業

※対象外の流域下水道事業（3事業）

- ・ 北上川下流流域下水道事業
- ・ 迫川流域下水道事業
- ・ 北上川下流東部流域下水道事業

3. 水道事業を取り巻く経営環境



全国的に水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。

人口減少

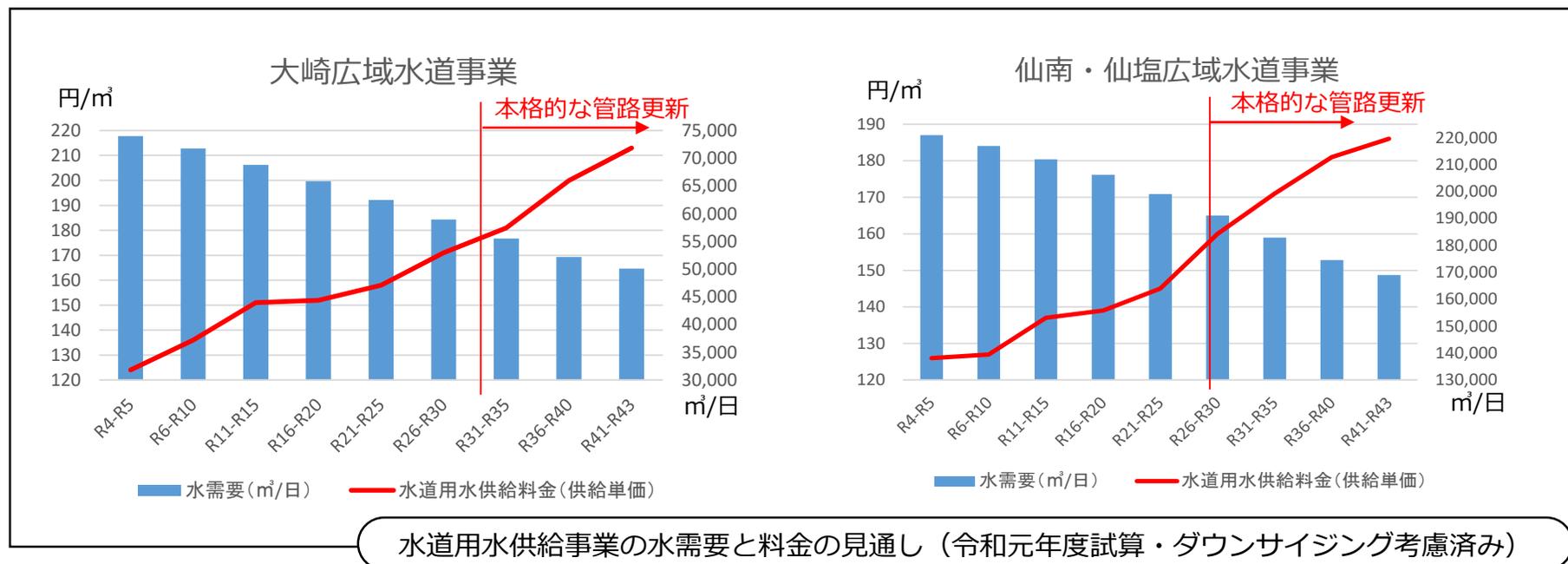
・・・利用者の減少により料金収入が減少

節水型社会

・・・家庭や産業において節水型機器が普及し、水需要が減少

設備・管路の更新

・・・事業開始から40年を経過し、今後大規模な更新が不可欠



今後の水需要の減少を踏まえた**施設の統廃合**や**管路のダウンサイジング**等により効率化を図るだけでは、将来の料金上昇は避けられない

4. 民間の力の最大活用



現在

- **契約期間**： 最長 4～5 年間
- **契約単位**： 事業ごと個別契約
- **発注方式**： 仕様発注

みやぎ型

20年間

- ・ 従業員の雇用の安定
- ・ 人材育成、技術革新が可能

9事業を一体で契約

(設備の改築・修繕を含む)

- ・ スケールメリットの発現効果が拡大

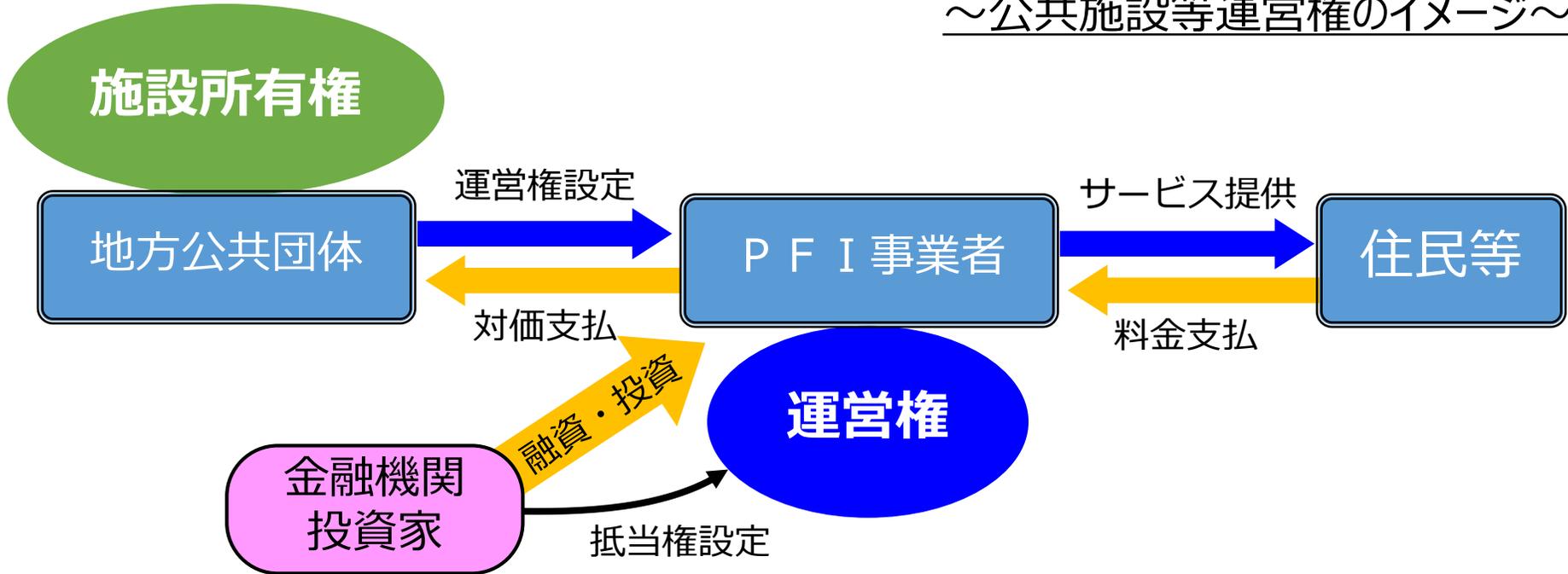
性能発注

- ・ 運営権者が創意工夫

業務内容	役割分担		備考
	現在	みやぎ型	
事業全体の総合的管理・モニタリング	県	県	変わらず
浄水場等の運転管理	民間	民間	既に30年以上民間が実施
薬品・資材の調達	県	民間	民間に移動
設備の修繕・更新工事	県	民間	民間に移動
水道法に基づく水質検査	県	県	変わらず
管路の維持管理／管路・建物の更新工事	県	県	変わらず

5. 公共施設等運営権（コンセッション）について

～公共施設等運営権のイメージ～



公共施設等運営権（コンセッション）方式

- 利用料金の徴収を行う公共施設について、**施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定するPFI事業**の方式。
- 公的主体が所有する公共施設等について、**民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供。**

6. 水道法の改正による官民連携の推進



- 公共施設等運営権（コンセッション方式）は、PFI事業の中でも、**民間のノウハウを最も活用して大きなコスト削減が期待**できる手法。
- 平成30年の水道法改正により、**地方公共団体が水道事業者等としての位置づけを維持しつつ、水道施設の運営権を民間事業者**に設定できることとなった。

これまでの運営方法

公営

運転管理： 県 （民間委託） 維持管理・更新： 県 （民間委託）
認可上の事業者： 県
施設の所有権： 県

改正水道法により
実現可能になった

官民連携

運転管理、維持管理・更新 ： 県・民間 <small>国許可</small>
認可上の事業者： 県
施設の所有権： 県

民営

運転管理： 民間 維持管理・更新： 民間
認可上の事業者： 民間
施設の所有権： 県

みやぎ型管理運営方式

みやぎ型管理運営方式では、**管路を所掌する県と、施設の維持管理等を行う民間事業者が連携し、県が事業の最終責任**を持って事業運営を行う。

7. 海外事例を踏まえた制度設計

教訓① 事業計画の妥当性確認

◆ 対策 ⇒ 事業者選定での十分な審査

- ・ 事業計画の適正性、実績や実施体制等を含めて評価
- ・ 事業継続措置の提案を要求
- ・ 外部有識者からなる「PFI検討委員会」による審査・評価

事業開始後の
経営破綻を防止

教訓② 監視・モニタリング体制の充実

◆ 対策 ⇒ 三段階のモニタリング体制を構築

- ① 運営権者によるセルフモニタリング
- ② 県によるモニタリング
- ③ 専門家の第三者機関によるモニタリング

適切かつ確実な
事業運営を確保

教訓③ 料金設定条件と改定方法の明確化

◆ 対策 ⇒ 料金改定条件を明確化し、引き続き議会により決定

- ・ 運営権者収受額の改定条件を明確化（需要変動・物価変動・法令等変更）
- ・ 改定方法は予め契約で明確化
- ・ 県議会の議決により決定

料金改定の透明性を確保

8. 検討の経緯（1）



○ 平成26～27年度（2014, 2015）

- ・ 「宮城県企業局新水道ビジョン」等、水道事業経営に関する各種計画を立案する中、将来の厳しい経営環境に対する**危機感を企業局内部で共有**
- ・ 今後の最適な管理・運営の方法について検討を開始

【方向性の決定】公共性を担保しつつ民の力を最大限活用 / 長期・包括・官民協働運営

○ 平成28～29年度（2016, 2017）

- ・ 「宮城県上水・工水・下水一体型管理運営検討懇話会」を開催（計3回・非公開）
- ・ 「宮城県上工下水一体官民連携運営検討会」を開催（計4回）
- ・ 導入可能性を検討する調査業務を実施

【事業スキームの決定】「事業概要書」を策定・公表（H30.3）

○ 平成30年度（2018）

- ・ シンポジウム及び民間事業者向け現地見学会の開催（各計3回）
- ・ 県PPP・PFI導入調整会議（H30.7）

⇒ 水道法改正を条件に「PPP/PFI手法による実施が適当」との結論

★ **改正水道法の成立**（H30.12.6）

【政策・財政会議】みやぎ型の導入を県として機関決定（H30.12.17）

9. 検討の経緯（2）



○ 平成31（令和元年）～2年度（2019, 2020）

- ・ 外部有識者からなるPFI検討委員会により事業制度を検討
⇒ PFI法に基づく**実施方針を条例制定**（R1.12.24）
- ・ **特定事業を選定**し（R2.3.11）、約1年をかけて運営事業者を公募（R2.3.13～）

【PFI検討委員会の審査・評価を経て運営事業者を選定】（R3.3.17）

優先交渉権者「メタウォーターグループ」

○ 令和3年度（2021）

- ・ 県議会6月定例会において**運営権の設定に係る議案を提案・可決**（R3.7.5）
- ・ 厚生労働大臣より水道施設の運営権設定に係る**水道法の許可を取得**（R3.11.19）

【特別目的会社（SPC）に運営権を設定・実施契約を締結】（R3.12.6）

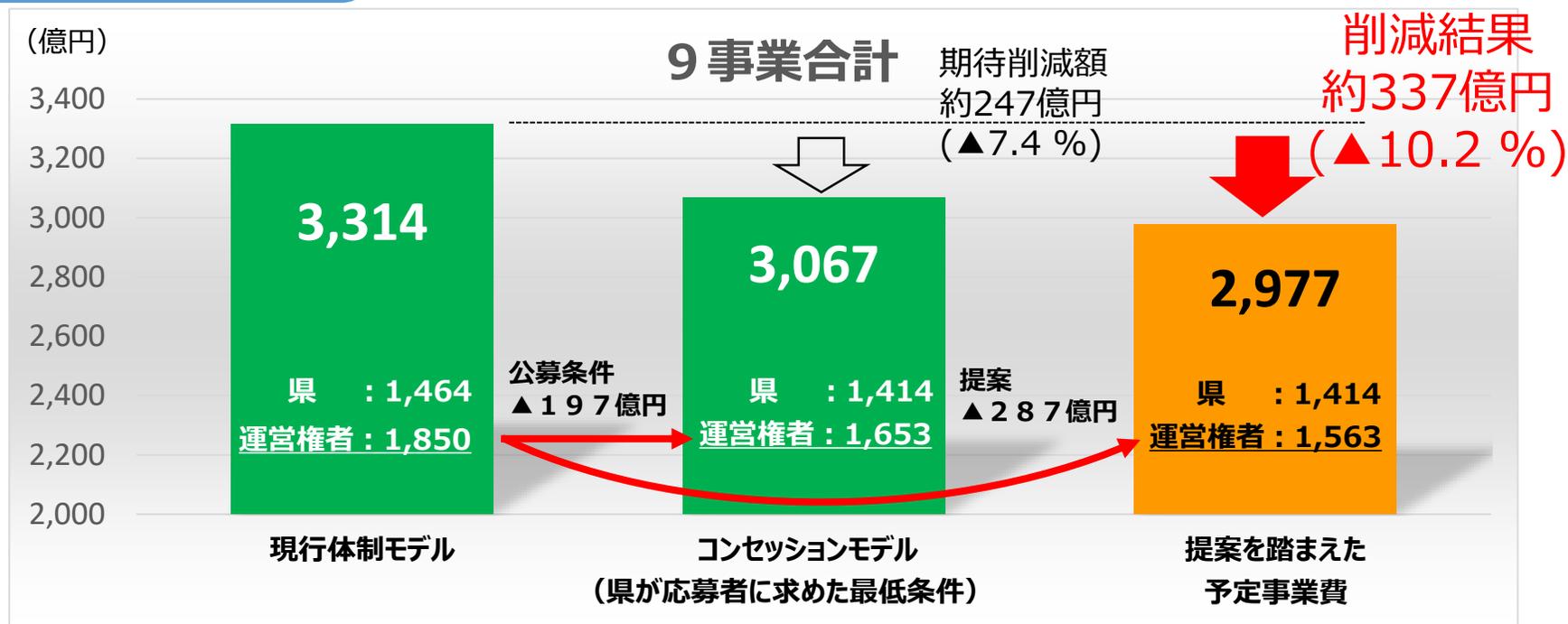
運営権者「株式会社みずむすびマネジメントみやぎ」

○ 令和4年度（2022）

- ・ 4月1日より「みやぎ型管理運営方式」による事業開始（予定）

10. 大きなコスト削減を実現

20年間の総事業費

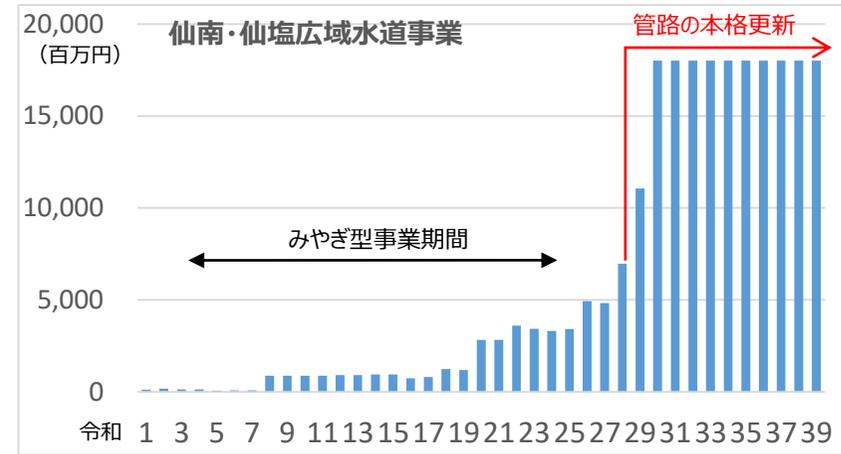
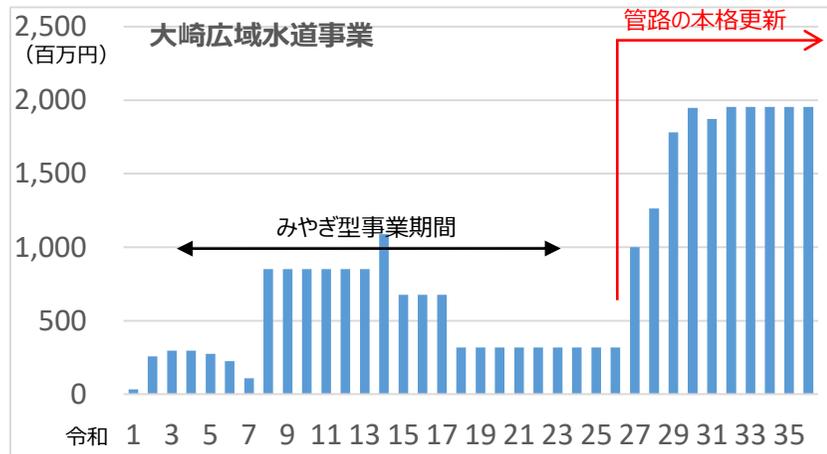


削減結果の算定結果表

項目	金額
① 現行体制継続時の予定事業費総額	3,314億円
② 提案を踏まえた予定事業費総額	2,977億円
③ 削減額 (= ① - ②)	337億円
④ 削減率 (= ③ / ① × 100)	10.2%

1 1. コスト削減効果の活用方法

事業費削減効果は、将来の大規模な管路更新に向けた「経営基盤強化」への活用が重要



管路の更新投資計画（ダウンサイジング考慮済み） ※令和元年度試算

- 大規模な管路更新は「みやぎ型」の事業期間以降（令和27年度～）
 - 管路の耐用年数は長く（約80年）高額であり、更新時には企業債発行（借入金）により 世代間負担の公平を図ることも必要となる。
- ▼
- 「みやぎ型」事業期間中の**企業債発行を抑制**すると共に、安定的な事業運営に必要な**内部留保資金を確保**し、**将来の管路の大規模更新に対応可能な「健全な財務状況」**を目指す。
 - 効果の一部は現在の利用者に還元し、事業期間中の「**料金上昇の抑制**」にも活用する。

事業費削減効果の活用方法は、次期料金改定（令和6年度予定）に向けて関係市町村と意見交換を行いながら検討を進めていく

1 2. 議会及び県民への報告

- みやぎ型管理運営方式は **P F I 事業**であるため、運営権者が行う事業内容は、県の予算・決算から抜け、監査の対象からも外れることとなる。
- **県議会の関与**は、基本的に 5年に1回の料金改定時のみとなる。



水道事業の重要性に鑑み、運営権者の財務状況や水質のモニタリング等、事業の運営状況を**定期的に県議会に報告**することを**県条例に定めた**。

県

運営権者及び県のモニタリング結果は、経営審査委員会の審査・答申を経て、県民の代表である**県議会への報告**を行うと共に、**ホームページにおいて公表**。

運営権者

県情報公開条例の趣旨に沿った**情報公開取扱規程**を定め（策定済）、本事業に関する**情報公開を適時に行う**ことを契約に規定。

1 3. 料金及び料金改定の仕組み

- 水道用水供給事業及び工業用水道事業における「水道料金」、流域下水道事業における「維持管理負担金」は、業務分担に応じて県と運営権者がそれぞれ収受する。

※ なお、市町村及び工水ユーザー企業に負担をかけないように、料金等は県が一括して徴収する。



水道料金等の改訂

- 水道料金及び流域下水道の維持管理負担金の改訂には、**県と市町村による協議**を経て、**経営審査委員会の答申**を受けた上で、**県議会の議決**が必要。
- 今後も5年に1回を基本として定期改訂を行う。



1 4 . 運営権者収受額の改定ルール



- 運営権者が利用料金として収受する金額を「**運営権者収受額**」と呼び、**金額と改訂ルールは実施契約書に規定**。
- **運営権者収受額の改定**は、**需要変動**（契約水量の見通し等）や、**物価変動等**（日銀物価指数等の指標）に**限定**される。

【算出式（定期改定の場合）】

改訂後の月次運営権者収受額 = 月次運営権者収受額 × **変動指標**

変動指標 = (**a** × **需要変動比率** × **物価変動比率**)
+ (**b** × **物価変動比率**) + **c**

a : 需要変動対象費用（薬品費、動力費及び廃棄物処理費）

b : 物価変動対象費用（人件費、修繕費、保守点検費、償却費、資産減耗費及び
その他営業費用）

c : 公租公課及び事業報酬

**運営権者の都合によって、
利用料金の値上はできない契約**

1 5. 事故や災害時の対応



- **水質事故や災害等**が発生した場合には、**県が主体**となり、これまでどおり、運営権者と協力して被害状況等の調査を行うとともに、**県が関係市町村等との調整も行う**。

(浄水場・処理場の運転管理を委託等している現在と変わらない)

- **施設が被災した場合**は、**国の災害復旧制度**を活用し、**県が主体的に復旧・復興業務を行う**。

(災害復旧制度の対象とならないような軽微な被害は、運営権者が維持管理の範疇として対応する)

令和3年2月の地震（最大震度6弱）で発生した、大倉川（仙台市）での**油流出事故**における**緊急対応※**についても、**今後も変わりなく県が主体となって対応**します。

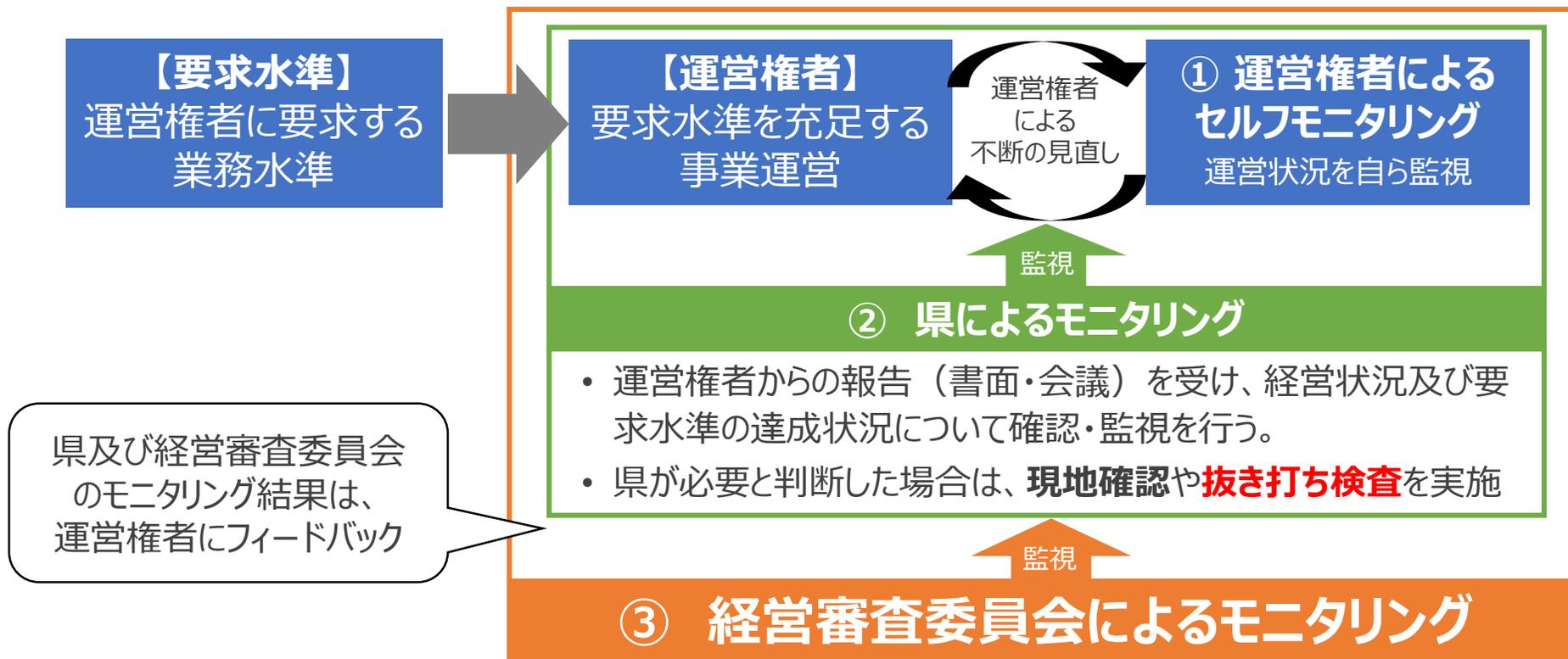
(※) 市町村の要請に応じて、水質の確認を実施しながら、通常よりも送水量を増量したことで、一部の断水を回避することができた。

1 6 . 運営権者の監視体制



三段階モニタリング

- 運営権者は要求水準を充足する具体的な運営方法を自らの責任で設定し、事業の運営状況を自ら監視（セルフモニタリング）する。
- 県は運営権者の要求水準の遵守状況をモニタリングする。
- **経営審査委員会**は**運営権者と県のモニタリング結果を確認**して、**結果を運営権者にフィードバック**し、必要に応じて運営方法の見直しを求める。



17. 経営審査委員会（1）



■ 設置根拠 公営企業の設置等に関する条例※1

（地方公営企業法第14条に基づく必要な組織（附属機関）
としての位置付け）

※1 昭和49年宮城県条例第8号

※2 実施契約書第106条に規定

■ 諮問内容※2

1. **運営権者によるモニタリング結果及び県によるモニタリング結果**
2. 予測困難な環境変化に起因する**運営権者収受額の定期改定、臨時改定**の内容
3. **利用料金の改定**内容
4. **改築計画書**の内容
5. 運営権者が更新した設備の事業期間終了時の**残存価値の算定**内容
6. 県及び運営権者との間の**紛争**内容
7. その他、実施契約書において経営審査委員会の意見を求める事項等

1 8 . 経営審査委員会（2）



■ 立場等

各委員が、**中立的な立場**で客観的な評価・分析を行い、
県及び運営権者に意見を述べる。



県及び運営権者は、経営審査委員会からの意見を
最大限尊重※3して事業運営に当たる。

※3 実施契約書第106条第3項に規定

■ 委嘱期間 **3年間**（再任を妨げない）

■ 臨時委員

特別の事項を調査審議するために必要な場合には、
臨時委員を置くことができる。

■ 開催頻度 **年2回**（必要に応じて臨時開催を想定）

